

ID: 183

担当部署: 産業観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町フルーツの里食文化伝承館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 町長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日